

大阪
社会
保険
時報



粛々と 「毅然と」「粛々と」奥深い言葉をニュースで聞く。「日本人の心意気」を感じ嬉しくなったが…。目まぐるしい、世界情勢と自然環境の変化に戸惑う。猛暑から、いきなり肌寒い秋になり、穏やか風情を愛でる、ゆとりのない自然を悲しむ。か弱い一羽の蝶が目にはいる。こんな小さな生き物でさえ、環境の変化をいち早く察し、自然のなかで悠然と生きるその姿が、多くのことを教えてくれている。私たちも喧噪に惑わされず、優しい心を持ち、「毅然と」「粛々と」生きて行こう。(伊丹昆虫館にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 年金受給者のみなさまへ 扶養親族等申告書は期限までに提出を
- 老齢厚生年金と雇用保険との調整
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・ 健診と保健指導を受けましょう・協会けんぽ大阪支部メールマガジンのご案内
- わからないことや疑問な点があれば「ねんきんダイヤル」へ！

職場内で回覧しましょう



年金受給者のみなさまへ



扶養親族等申告書は 期限までに提出を



- 老齢年金には税金がかかります。

老齢年金は、所得税法により雑所得としての所得税がかかります。なお、障害年金、遺族年金には税金がかかりません。

- 所得税は日本年金機構において年金より源泉徴収することとなっており、その際、所得税の各種控除も行っています。

- 所得税の各種控除を受けるためには扶養親族等申告書の提出が必要です。

日本年金機構は、老齢年金受給者のうち、受け取る年金額が108万円以上（65歳以上の方は、158万円以上）の方へ毎年10月末頃に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を送付しています。

- 扶養親族等の有無にかかわらず、扶養親族等申告書を提出されないと、各種控除が受けられなくなるため、老齢年金から源泉徴収される所得税が多くなってしまいますので、期限までにご提出くださるようお願いします。

老齢厚生年金と雇用保険との調整

雇用保険の基本手当受給中は老齢厚生年金の支給が停止されます

- 求職の申し込みをした場合の年金支給停止の手続き

老齢厚生年金の年金請求をした後に求職の申し込みをしたときは、「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」を年金事務所に提出してください。

また、すでに求職の申し込みをされている方が老齢厚生年金の年金請求をする場合は、年金請求書に「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」を添付してください。

- 基本手当の受給が終わったときは

基本手当の受給期間（または所定給付日数）が満了した場合など、基本手当の受給が終わったときは、日本年金機構本部で雇用保険給付情報を確認し、年金の支給停止を解除いたしますので、ご本人が手続きを行う必要はありません。

高年齢雇用継続給付受給中は老齢厚生年金の支給が調整されます

（在職による調整と併せて全額支給停止となる場合もあります）

高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）の申し込みをされた方については、はじめて支給を受けたときに「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」を年金事務所に提出してください。

くわしくは、管轄の年金事務所へお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

健診と保健指導を 受けましょう

国のメタボリックシンドローム対策に伴い、協会けんぽも
特定健診・特定保健指導を行っています。



被保険者 (ご本人)

被保険者ご本人を対象とする「生活習慣病予防健診」のご案内・申請書等を3月に事業所様へお送りしています。

まだ健診をお受けになっていない35歳以上の方は、ぜひ「生活習慣病予防健診」をお申し込みください。少ない負担で充実した内容の健診を受けていただけます。

40歳以上の被扶養者（ご家族）を対象とする「特定健康診査」の受診券は4月に事業所様へ取りまとめてお送りしています。受診券をまだお配りになっていない事業所様はぜひお配りください。

「特定健康診査」はお近くの医師会加入の医療機関で受けていただけます。医療機関へご確認のうえ受診してください。受診には自己負担が発生します。

健診結果により特定保健指導が必要な方へは「特定保健指導利用券」をお送りします。お近くの医師会加入の医療機関へご確認のうえ「特定保健指導」を受けていただきますようお願いいたします。被扶養者の方の「特定保健指導」は自己負担が発生しますが、ご理解とご了承をお願いいたします。

被扶養者 (ご家族)



◆定期健診データの提供について

事業所単位で実施される労働安全衛生法に基づく定期健診（法定健診）の結果をご提供いただきますと、健診結果により協会けんぽの保健師・管理栄養士による無料の特定保健指導がご利用いただけます。

皆様の健康の維持増進のために、また将来的な医療費適正化のため、対象となる方の特定保健指導を、ぜひご利用ください。

データ提供については、「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号第27条）」に規定されていますので、個人情報に関して事業主様が責任を問われることはありません。ただ、誤解によるトラブルを防止するためにも対象となる従業員の皆様には、協会けんぽへの健診結果データ提供をお知らせください。

ご提供いただくデータの形式は、これまで国が定めた「XML形式」のみでしたが、10月より「CSV形式」によるご提供も可能となりました。

※「紙媒体」による健診結果データの提供につきましては、システム的な問題もあり、現在は行われていません。

くわしくは、下記連絡先までお問い合わせください

お問い合わせ

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル11階
全国健康保険協会大阪支部 保健グループ TEL 06-6201-7077(直通)

協会けんぽ大阪支部 メールマガジンのご案内

健康保険事務のご担当者様に、実務に活かせる情報をお送りするメールマガジンです。ご登録をお願いいたします。

毎月2回、健康保険のお役立ち情報をお届けします

- ①健康保険の制度改正など最新情報のお知らせ
- ②Q & A形式による健康保険制度の解釈や給付金支給申請書記入のノウハウ
- ③メタボリックシンドロームが気になる方へ、保健師からの健康管理情報
- ④大阪支部の地域に密着した運営や協会けんぽの新たなサービスのお知らせ 等



すでに7000件のご登録を
いただいております!!

ご愛読者が増加しており、大変ご好評
いただいているメールマガジンです。

ぜひ、健康保険事務ご担当者様以外にも支店や営業所の総務事務担当者様が
おられましたら皆様にもご登録をお勧めください。



配信登録は
こちらから

大阪 全国健康保険協会

検索



メルマガで知ったけど医療費が高
くなったときには、高額療養費制
度を利用すればいいんだね!

保健師からの健康サポー
ト情報で食事に気をつけ
るようになりました。



全国健康保険協会大阪支部のホームページへ
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,98.html>

お問い合わせ

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル11階
全国健康保険協会大阪支部 TEL 06-6201-7070(代表)

わからないことや疑問な点があれば
「ねんきんダイヤル」へ!
0570-05-1165

※一部のIP電話およびPHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

※大変申し訳ありませんが、通話料金（一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金）はご負担いただきますようお願い申し上げます。

なお、携帯電話からおかけいただいた場合の通話料金は、全額お客様のご負担となります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番（03）をつけずに間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意願います。

（受付時間）

月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分まで

ただし、月曜日（休日明けの初日）は、午後7時まで受付時間を延長

第2土曜日：午前9時30分～午後4時まで

11月の第2・4土曜日と翌日曜日：午前9時30分～午後4時まで

なお、祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「ねんきん定期便」および
「厚生年金加入記録のお知らせ」
に関する疑問な点があれば
『ねんきん定期便専用ダイヤル』へ!

0570-058-555

※一部のIP電話およびPHSからは
「03-6700-1144」にお電話ください。

●くわしくは、日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp> をご覧ください